

第97回宍粟市議会臨時会会議録（第1号）

招集年月日 令和3年1月26日（火曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 会 1月26日 午前9時30分宣告（第1日）

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 第 1号議案 令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第12号）
第 2号議案 令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第5号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 第 1号議案 令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第12号）
第 2号議案 令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第5号）
追加日程第1 第 1号議案 令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第12号）
第 2号議案 令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第5号）
-

応 招 議 員（16名）

出 席 議 員（16名）

1 番 津 田 晃 伸 議員	2 番 宮 元 裕 祐 議員
3 番 榎 橋 美 恵 子 議員	4 番 西 本 諭 議員
5 番 今 井 和 夫 議員	6 番 大 久 保 陽 一 議員
7 番 田 中 孝 幸 議員	8 番 神 吉 正 男 議員
9 番 田 中 一 郎 議員	10 番 山 下 由 美 議員
11 番 飯 田 吉 則 議員	12 番 大 畑 利 明 議員
13 番 浅 田 雅 昭 議員	14 番 実 友 勉 議員
15 番 林 克 治 議員	16 番 東 豊 俊 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長	小 谷 慎 一 君	書	記 大 谷 哲 也 君
書	記 小 椋 沙 織 君	書	記 中 瀬 裕 文 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市	長 福 元 晶 三 君	副 市 長	中 村 司 君
教 育 長	西 岡 章 寿 君	総合病院事務部長	隅 岡 繁 宏 君
企画総務部長	前 田 正 人 君	健康福祉部長	世 良 智 君
産 業 部 長	名 畑 浩 一 君		

(午前 9時30分 開会)

○議長(東 豊俊君) 皆様、おはようございます。

ただいまから、第97回宍粟市議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち諸般の報告をします。

報告1、地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分事項の報告書が市長から提出されておりますので、御高覧願います。

報告2、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、地方自治法第121条の規定に基づき、今期臨時会に説明員として出席通知のありました者の職・氏名は、お手元に配付しております議長宛ての通知書写しのとおりであります。

報告4、本日、市長から議案2件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(東 豊俊君) 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長より指名します。

6番、大久保陽一議員、7番、田中孝幸議員、以上、両議員にお願いします。

日程第2 会期の決定

○議長(東 豊俊君) 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日、1日限りとしたいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

会期は、本日、1日限りと決定しました。

日程第3 第1号議案～第2号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第3、第1号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算(第12号)から、第2号議案、令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第5

号)までの2議案を議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 皆さん、おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案及び第2号議案の補正予算2議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルスのワクチン接種の開始に向け、必要となる事業費のほか、感染拡大防止対策として早急に対応すべきものについて、追加で予算計上するものであります。

最初に、第1号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第12号）であります。歳入歳出にそれぞれ4,136万8,000円を追加し、補正後の総額を294億6,949万9,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、国庫支出金を活用し、新型コロナウイルスのワクチンの接種開始に向けて、円滑かつ迅速にワクチン接種を行う体制の整備と、先行・優先して接種を行う医療従事者や高齢者のワクチン接種に必要な事業費を計上するとともに、兵庫県との協調事業として、営業時間の短縮などの要請に応じた事業者への協力金の支給に係る県への委託料を計上しております。

また、民生費では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、買物などの外出が困難となる自宅療養者に対し、食料品や生活物資を配布するための事業費のほか、新たに施設に入所される方が自費でPCR検査や抗原定量検査を受ける際の検査費用の助成金や、感染すると重度化しやすいとされる利用者へのサービス提供を行っている施設を対象とした感染症対応を支援するための交付金を計上しております。

次に、第2号議案、令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第5号）につきましては、国県補助金を財源に新型コロナウイルス感染症に対応するための検査に要する経費や医療機器等の購入費用を追加で計上しております。

支出補正額は、4,954万9,000円の増額とし、補正後の支出総額を48億8,007万2,000円としております。

それぞれ諸事情を御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

12番、大畑利明議員。

- 12番（大畑利明君） 12番、大畑です。ただいま御提案がありました令和2年度の一般会計補正予算（第12号）について、2点質疑をさせていただきたいと思いません。

補正の審査はこの後詳細審査されると思いますが、その前提として、幾つかお伺いしておきたいと思えます。

まず、1点目は、ワクチンの接種体制についてでございます。

新型コロナウイルスのワクチンが承認される場合ということが前提でございますが、今もありましたように、最初の接種が医療従事者ということで、予定では2月下旬から始められるように準備が進められていると聞いております。その後、高齢者あるいは基礎疾患のお持ちの方とか、順次されていくと思うんですが、宍粟市の接種についての考え方ですね、その辺をどのように考えておられるのか、お伺いしたいというふうに思えます。

それから、もう一つは、市内部での体制でございますが、新聞等で見ますと、他市では、ワクチンの接種について、市役所にワクチンの接種対策室を設けたり、あるいは専門の対策チームを設けていくということで報道がされておりますけれども、やはりワクチンに対する大きな期待と、逆にまた不安という面もございますので、今後市民に対していろいろと取組を進める上での専門的なチームが必要であるんじゃないかなというふうに思っておりますが、宍粟市の場合、どのような体制で取り組もうとされているのか、お伺いしたいと思います。

それから、2点目は、商工費の関係でございます。

緊急事態宣言が発令されて飲食を中心にした時短営業ということで、協力金の支給が提案されておりますけれども、政府の今の考え方、報道によりますと、時短に応じた飲食店に、食材とか商品を納入する業者などに一時金を支給すると。時短営業の店だけじゃなくて、そこに納入する業者も対象にするという報道もありますけれども、そのあたりはどのように市は捉えておられるんでしょうか。その1点をお伺いしたいと思います。

それと、今回はあくまでも夜間の営業の時短に対しての協力金でございますけど、市長、これ市長にお伺いしたいんですが、市内ではこの緊急事態宣言の中で、不要不急の外出を抑制するという事で、市民もそういうことに十分応えておられて、夜間営業に限らず、昼間の営業、ランチ営業とか、そういう飲食店あるいは飲食店

以外のお店なんかも相当営業上の影響が出ているというふうに思っております。

今回、時短営業の協力金だけの提案でございますけども、やはり市内でのそういった全体のバランスを考えて、幅広い業種を対象にした補償、それを求める声が多く私たちにも寄せられているところでございますので、それらにどのように応えようというふうにお考えなのか、これは市長のほうから見解をお伺いしたいなと思います。

以上でございます。

○議長（東 豊俊君） 答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、第12号議案関係について、大きく2点、項目では4点ということではありますが、私のほうから御答弁させていただきたいと、このように思います。

1点目のワクチンの関係で、宍粟市としてどのような考え方ということで、方向性も含めてであります。そのような御質問ということで捉えさせていただいて、御答弁申し上げたいと思います。

今、新聞やテレビ等々でも報道がありますが、先ほど御説明申し上げたとおり、特に先行接種については医療従事者ということで、2月下旬からと、こういう状況であります。

また同時に、高齢者については3月下旬、65歳以上というような状況、それから16歳以上とか、こういう状況で流れております。

ただ、今、前提としてであります。特に現時点では、国から明確な情報が現在では出されておらない状況下であります。しかしながら、方向としては、そういう方向が出ておりますので、当然、宍粟市としてもワクチン接種に向けましては、市民の皆様にとって非常に期待と同時に不安もある中であります。可能な限り接種していただきたいと、このように考えておりました。そのための周知であったり、あるいは感染症に対する重症化予防、こういったことにもつながると、このように考えておりますので、ワクチン接種については積極的に取り組んでいきたいと、このように考えております。

2点目であります。体制であります。既に先般、県もワクチン対策課を設置をされたところであります。現状の中では、冒頭申し上げたとおり、明確なスケジュールというのは、今現在、示されておらない状況下であります。その準備は当然しなくてはならないと、このように考えております。

そういった観点の中で、現在は福祉部の保健福祉課を中心に情報収集であったり、あるいは宍粟市の医師会等の調整、こういったものを進めておるところであります。特に、医師等の医療従事者の確保、それから市民への接種に向けたスケジュール調整、さらには場所の確保、あるいは短期間で、いわゆる迅速な事務調整も必要になってくるだろうと、このように考えております。

現在、そういう状況下の中で、今後、国あるいは県からの情報を整理する中で、具体的な接種に向けて、部局を越えて、いわゆる市役所全体で横断的な体制を整備する必要があると、このように考えておりました、方向性としてはそういう方向で今後進めていきたいと。現状は、繰り返しになりますが、あらゆる手段を構築しながら、保健福祉課を中心にして情報収集に当たっておると、こういう状況でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、大きな2点目の協力金の関係であります、特にその1点目の時短営業に応じた事業者の一時支給、この関係であります、お話があったとおり、特に飲食店は非常に厳しい状況下でありますし、また併せもって、納入業者あるいはそれぞれいろんな関係される業種の皆さんも非常に厳しい状況と、このようには認識しておるところであります。

そういった関係の中で、国においては、いわゆる法人で最大40万円、それから個人事業主で最大20万円の支給は決定をなされております。ただ、その情報はあるわけではありますが、その具体的ななどということについては、直接、今、市のところには情報として入ってきておりません。

そこで、県にも確認したところではありますが、かつての持続化給付金制度のように、事業者の方が国に直接申請して給付されると、このように伺っておるところであります。しかしながら、市としても詳細が決定次第、そのことが直接国から発表があると思ひますので、情報収集する中で事業者の皆さんへの対応をしていきたいと、このように考えております。

2点目の幅広い業種を対象ということではありますが、お話があったとおり、この緊急事態宣言下においては、特に飲食店を含めて非常に大変な状況下は承知しておるところでありますし、併せもって、昼間の影響のみの方も非常に厳しい状況、これは十分認識をしております。

例えばであります、私も時々回っておりますが、喫茶店等々も含めて、あるいはいろんな業界、業種、サービス業も含めて非常に厳しい状況下であります。しかしながら、今回の交付金の制度の中では、御承知のとおり、先ほどおっしゃったと

おりの制度の中で、交付金を活用して、いわゆる飲食店等々への支給と、あるいは支援をしていこうという状況下であります。

今現在、国においても第3次補正が29日だったですか、ちょっと忘れましたが、今週中に可決されるということでもあります。どういった形で、そういったことも含めて第3次の交付金の補正決定がなされるか、現在のところ、大変申し訳ないんですが、十分捉えておりませんので、その状況を見ながら検討していく必要があるだろうと、このように考えております。

しかしながら、幅広い業種に対象とした事業補償というのは、市単独ではなかなか難しい状況下でありますので、国の交付金の状況を見ながら今後検討していく必要があると、このように考えております。非常に難しい課題であると、このように考えておりますが、現状は厳しい事業者の皆さんの状況は認識しておると、こういうことでもあります。

以上であります。

○議長（東 豊俊君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） ある程度国の動きとかを慎重に見極めながらやっていかなければいけないというふうに思いますが、ちょっと再質問をさせていただくんですけども、ワクチンの接種体制ですね、健康福祉課を中心に全体的、庁舎横断的というお話がございましたけども、やはり短期集中的に、これは市民もいろいろな動揺もされるだろうし、いろんな相談も寄せられてくるだろうと思うので、私が思うのは、兼務とかいう、通常業務をやりながらというようなことではなくて、一時期の問題だと思うので、そこは集中的なチームをぜひつくっていただきたいというふうに思うので、もう一度そのあたり、お考えを聞かせていただきたいというふうに思います。

それから、時短営業とはちょっと制度設計が異なりますけど、国の動向も見ながら、またよりよい制度をつくっていただきたいんですが、一つ、今ある市の単独の制度、これをぜひ拡大していただくというか、もう一度制度設計をしていただきたいんですが、事業の継続応援給付金というのがございます。これ申請期間が延長されております、2月までね。ところが対象は昨年12月までしか対象になってないんですね。これ二度目の緊急事態宣言の中でこういう事態が起こっておるわけですから、この申請期間だけ延ばすのではなくて、その対象になる収入が減る時期もこの二度目の緊急事態宣言、今当面2月7日までですけども、この辺まで延ばしていくということもあっていいんじゃないかなと思うんですけど、その辺いかがでし

ようか。

○議長（東 豊俊君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 1点目の体制のことについては、私のほうから答弁させていただいて、2点目については、事業継続給付金の関係なんで、具体もしておりますので、担当部長のほうからということ。

おっしゃったように、私自身は部局を越えたというのは、先ほどおっしゃったチームをつくらないと、なかなか難しいのではないかなあと、このように考えておりました。ただ、今の段階としては具体的なスケジュールや、いろんなことができておりませんので、大まかな調整については今担当部が中心になって進めておるといふことで、そういうことでもありますので、今後、横断的な体制をどうするのかは十分検討を加えて、できるだけ短期間で勝負できるということ、それから市民の皆さんに的確に情報が提供できるように、あるいは対応できるように、そんなようなことが望ましいのではないかなと、このようには考えております。

○議長（東 豊俊君） 産業部、名畑部長。

○産業部長（名畑浩一君） 事業者への幅広い支援といったところでお答えさせていただきます。

先ほどありましたとおり、事業の継続応援給付金、これにつきましては2月15日まで延長させていただいて対応しているところでございます。国においてもコロナの長期化、こういったことも当然今から想定されるところでございますので、国も当然そういったところへの支援拡充といったところも恐らく見込まれるものと私は考えております。そういったことにも情報収集する中で、市としての整合性を図りながら新たな制度についても考える余地はあるんじゃないかなと考えております。

○議長（東 豊俊君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております第1号議案から第2号議案までの2議案は、予算決算常任委員会に審査を付託いたします。

ここで委員会審査のため暫時休憩をいたします。

午前 9時50分休憩

午前11時25分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま予算決算常任委員長から議案の審査が終了したとの報告がありました。お諮りします。

第1号議案から第2号議案までの2議案を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

よって、第1号議案から第2号議案までの2議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

暫時休憩します。

午前11時26分休憩

午前11時27分再開

○議長(東 豊俊君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

追加日程第1 第1号議案～第2号議案

○議長(東 豊俊君) 追加日程第1、第1号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算(第12号)から、第2号議案、令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第5号)までの2議案を議題といたします。

本2議案は、本日の本会議で予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、6番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長(大久保陽一君) 本日審査付託のありました、第1号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算(第12号)及び第2号議案、令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第5号)の2議案について、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

本会議休憩中に委員会を開催し、運営要綱の規定により、詳細審査を二つの分科会で分担して行うことと決定しました。それぞれの分科会において関係職員に説明を求め審査を行いました。その後、第22回予算決算常任委員会を開催し、分担して行った分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。

分科会の報告は、次のとおりであります。

まず、総務経済分科会が審査した第1号議案の関係部分の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、緊急事態宣言期間において、県の要請に応じて、営業時間の

短縮に協力いただいた事業者に対し、協力金を支給するために必要な経費の市負担割合分を計上するものです。

審査の中で委員からは、協力事業者の確認方法について質疑があり、当局からは、県からの実績報告に基づき委託費の精算を行うこととなり、市はそれをもって協力店舗名や件数の把握を行うとの回答があったとのことでした。

関係職員に説明を求め慎重に審査し、参考に賛否の確認をされ、第1号議案の関係部分につきましては、全会一致で賛成であったとのことでした。

次に、文教民生分科会が審査した第1号議案の関係部分の主な内容は、新型コロナウイルスのワクチン接種の開始に向け必要となる事業費の計上、また、介護・障害福祉サービス事業所等に対し感染症対応に係る支援としての交付金の計上や高齢者施設及び障害者施設へ新たに入所する方への検査費用の助成、自宅療養者に対する支援物資セットを配布するための事業費などであります。

審査の中で委員からは、ワクチン接種体制について質疑があり、当局からは、保健福祉課を中心に情報収集や医療従事者の確保や市民への接種に向けたスケジュールの調整、場所の確保などを進めているが、今後はチーム編成も含め、各部局の応援体制も考えているとの回答がありました。

次に、第2号議案の主な内容は、国県の補助金を財源に、新型コロナウイルス感染症に対応するための検査経費や医療機器等の購入費を追加で計上するものであります。

審査の中で委員からは、重点医療機関の指定はいつされたのか、何床確保しているのかとの質疑があり、当局からは、令和2年12月18日に県から指定され、6床確保している。これまでに25名の受入れをしてきたとの回答がありました。

関係職員に説明を求め慎重に審査し、参考に賛否の確認をされ、第1号議案の関係部分及び第2号議案は、全会一致で賛成でありました。

全体会で以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行いました。

採決しました結果、第1号議案及び第2号議案の補正予算2議案については、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 豊俊君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これより討論を行います。

本2議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第1号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第1号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第1号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第2号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第2号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第2号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。

今期臨時会に付議されました案件は、全て議了いたしましたので、これで閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって、第97回宍粟市議会臨時会は、これをもって閉会をいたします。

御苦労さまでした。

(午前 11 時 35 分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 東 豊 俊

宍粟市議会議員 大久保 陽 一

宍粟市議会議員 田 中 孝 幸